軽自動車税 (種別割) の減免対象

減免額は、年税額に対して全額免除します。減免対象自動車の所有者は原則として<u>障害者本人または生計を一にする人に限ります</u>。手帳を交付されていても、申請されなければ、減免されません。なお、障害区分、等級、運転する人によって対象とならない場合があります。

※生計を一にする人が所有、運転する場合は、市役所障害福祉課で生計同一証明の交付申請をしてください。

◇身体障害者手帳

障害の区分	身体障害者本人が運転	生計を一にする人・
H-0/6/2		常時介護する人が運転
視 覚 障 害	1級~4級	1級~4級
聴 覚 障 害	2級・3級	2級・3級
平 衡 機 能 障 害	3級	3級
音声機能障害(喉頭摘出者のみ)	3級	
上肢不自由	1級・2級	1級・2級
下 肢 不 自 由	1級~6級	1級~3級
体 幹 不 自 由	1級~3級•5級	1級~3級
乳幼児期以前の非進行性脳 上肢機能	1級・2級	1級・2級
病変による運動機能障害 移動機能	1級~6級	1級~3級
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又	1級・3級	1級・3級
は直腸・小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級~3級	1級~3級
肝 臓 機 能 障 害	1級~3級	1級~3級

◇戦傷病者手帳

AN C C CINCOL		
障害の区分	戦傷病者本人が運転	生計を一にする人・ 常時介護する人が運転
視 覚 障 害	特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
聴 覚 障 害	特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
平 衡 機 能 障 害	特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
音声機能障害(喉頭摘出者のみ)	特別項症~第2項症	
上肢不自由	特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
下肢不自由	特別項症~第 6 項症 第 1 款章~第 3 款症	特別項症~第 4 項症
体 幹 不 自 由	特別項症~第6項症 第1款章~第3款症	特別項症~第4項症
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又 は直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症~第3項症	特別項症~第3項症

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する人は、生計を一にする人が運転する場合のみ対象 ◇療育手帳

障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」)

◇精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が 1級